

Title	「均衡財政」の理論と合目的性
Sub Title	Theory and rationality of "balanced budget"
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.2 (1950. 8) ,p.71(1)- 95(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19500801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19500801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會構成史體系

第1回	政治的社會の成立…藤間生大	純粋封建制成立における農民闘争…録木良一	官人支配と國家的土地所有…平瀬巳之吉	價300圓
第2回	明治維新における指導と同盟…服部之總	中國の鄉村統治と村落…清水盛光	羅馬大土地所有制…村川堅太郎	價280圓
第3回	封建社會における資本の存在形態…堀江英一	古代諸思潮の成立と展開…重澤俊郎	封建的土地所有の成立過程…田中正義	價300圓
第4回	近世における階級闘争の諸形態…林基	東南アジア社會の類型…小林良正	中世國家の構造…堀米庸三	價300圓
第5回	近世農民層の階級分化…藤田五郎	自由民權の絶對主義…信夫清三郎	中國回教社會の構造(上)…岩村忍	價350圓
第6回	古代末期の政治過程および政治形態(上)…石母田正	中國回教社會の構造(下)…岩村忍	プロシア農業改革とユンカー經營の發展…林健太郎	價300圓
第7回	古代末期の政治過程および政治形態(下)…石母田正	中國農村社會の近代化過程…尾崎庄太郎	アメリカの奴隸制度と近代社會の成立…菊地謙一	價350圓

東京橋本區内
振替東京一六番

日本評論社

杉本榮一著 聲望定まる名著!

近代經濟學の解明

その系譜と現代的評價(系譜篇)好評三版
近代經濟學の全貌を正しく把握し、廣い視野にたつて經濟學という沃野に確實な第一歩をふむことのできるパイロット。このように新しい視野を、このように平明に説かれたことについて學校工場會社から多くの感激がよせられています。

現代的主潮流と新展開(現狀篇)最新刊

アメリカ・ケインズ學派の動向・マルクス經濟學の新展開・計量經濟學の現代的意義など、最新の動向が、著者の深い蓄積に基いてのべられ、専門家にも初學者にも興味深くゆきとどいた理解力を與え、かつ多くの新課題を指摘します。

經濟學の新らしい課題(課題篇)續刊

近代經濟學論とマルクス經濟學の對決・資本主義の現狀と經濟學の新課題など、經濟學を前進させるための現代の根本問題が、大膽に提起され、讀者の向學心を實踐的に刺戟することでしょう。書名・人名・件名の詳細な索引があります。

定價各卷 一七〇圓 送料不要

東京都千代田區神田神保町三丁目四番地
振替東京九五七三六
理論社

「均衡財政」の理論と合目的性

高木壽一

一 ワグナーの財政均衡論

近代財政學に於ける均衡財政理論の代表的なるもの一はワグナーの解釋である。

ワグナーによれば、財政は國家をその行政上に代表する機關、即ち政府を經濟主體とする所の筒別經濟であつて、財政と國家公共家計とを同じ意味に解して居る。

ワグナーは、財政は歴史的範疇であり、財政手段の合目的性の歴史的・相對的性質を繰返し強調して居る。

いずれの國家・強制共同經濟の公共的活動も、一般に財政需要或は經費と必然的に結びついて居る。その結果として、この活動を決定し、またそれを遂行すべきか、いかに遂行すべきかの決定は、財政需要とその需要充足に役立つべき收入の決定によつて同時に制約されることになる。國家公共活動と財政需要との間には不可分の關係があるが、ワグナーはこの兩者を確定するために財政學は次の三つの要求を提示せねばならないと云う。

(一)正當にして自主的な財政監督の組織、(二)節約主義の遵守、(三)國民所得に對する財政需要の關係を顧慮することである。

「均衡財政」の理論と合目的性

一七〇圓

この第一の要求は、國家活動の範圍及び内容、從て財政需要額が正しく節約して決定されるように議會が有效なる財政監督を行うことである。之に對して最善の——少くとも比較的に最善の保證は所謂「立憲的豫算經濟」である云う。

第二の要求——節約の原則は、すべての經濟と同様に、財政についても經費に關する主要原則として示される。しかし、この原則は決して絶對的の意味を有するものではない。ただ相對的の意味を有するにすぎず、また經費は無條件に抑制すべきであると云う意味は少しもない。それは常に目的によつて左右され、從てその經費によつて作出すべき公共給付によつて左右されるからである。それ故に、節約は決して國家家計の指導原則とはなり得ない。國家家計に於ける經濟原則の實現に關する一の自明な・利害得失の判斷による政策的な原則であるから、實踐上には屢々この原則から離れることがあると云う。

第三の要求——財政需要と國民所得との關係を顧慮することは、常に正しい財政政策の最重要なる公準 (Postulat) であつて、財政學はこのことを強調せねばならない。しかし、全く一般的に云つて、或る特定時の或る特定國について、その經費額を絶對額で示し又は國民所得との比率で示すとしても、國家支出總額はいかなる程度にまで達してよいつと云う原則は明示し得ない。經費の絶對量及び相對量を判斷するには、國家給付の價值も費用もそれだけを切り離して考慮すべきでなく、常に兩者を合して考慮すべきことをワグナーは強調する。

財政需要と國民所得との關係について、財政需要は人民の犠牲が「苛重なる」程度にまで増大することが許されるかと云う問題があるが、ワグナーの謂う苛重なる程度とは、人民の通常の消費が制限され、通常の貯蓄が著しく強く減少され或は全く停止する状態を意味する。若しこの状態が、ただ短期間の一時的危急の事態にすぎず、多額の經費を生じてもその結果を収め得る見込があれば肯定し得る。之等の條件を缺いて居り、またその状態が繼續的狀態となるやも知れない場合には、此問題は少くとも理論的には否定されるべきである。國民所得に對して財政需要が長きに亘つて超えてはならない比率と云うものは勿論存在するし、また種々なる個々の經費使用の間に或一定の調和がなければならぬと云う法則は確認される。租税によつて充足される財政需要も、結局は、個人の家計豫算に於ける經費の如くに配分されるからである。

ワグナーは經費の正しい充足方法——財源選擇問題を論ずるに當つて、財政の實質的秩序——國家公共家計の收支均衡の繼續的保持のための最高原則を定める。ワグナーに於ては、國家公共家計の秩序のための最高公準は、經費の量額と時間的・場所的な配分とに從て、収入の量額と時間的・場所的な配分を定めて、財政——國家公共家計の貨幣收支の均衡を保持することである。

ここに、財政を國家公共家計とするワグナーの根本觀念（從てまたドイツ財政學を主流とする近代財政學の根本的立場）と、その觀念を基礎とする財政均衡論——國家公共家計の收支均衡論が明確に示されることになる。

ワグナーは、經費の正しい充足方法を經常費と臨時費の區別に結びつける。

經常費によつて作出される國家給付は、一般に常に同一期間内（例えば財政年度内）に全く消費される。大體に於て年々國家が作出する財に對する同一の需要が同一の方法に於て繰返し現われる。經常費を充足する収入は、流動資本が國家家計に流入することを示し、その全價值を以て、その經費が作出する財（大部分は無形の國家給付）の生産費となり、その年度の國民經濟に於ける年生産の總體價值の中に移る。經常費の充足のために、國民經濟から年々引き去られるものは、その期間内に國家給付の價值に於て、収入として再び取り戻す。ワグナーはシュタインの再生産

説に從て、その經費はそれに特有な經濟的諸條件を常に自から再生産すると云うのである。

ワグナアは、臨時費を私經濟的投資、國家經濟的投資、戰爭その他に因る固有の臨時費とする。臨時費の作用、即ち臨時費によつて作出される給付は、一般に將來の財政年度の國家收入の増加となり、又は國家的或は國民經濟的生産能力を増加せしめ、又は將來の所要經費を減少せしめる利益を生ずる。從てこの種の經費を臨時收入（公債）を以て充足する場合にも、將來の財政收入の増加或は將來の所要經費の減少、將來の生産力の増加と、將來の公債利子を他の費用の負擔とが相殺されることになり、財政の收支の均衡は攪亂されないことになると云う。

ワグナアは財政國家公共家計の實質的秩序を保持するために、財政收支均衡の繼續的保持をその最高公準とするが、その財政收支均衡論には、短期又は繼續的財政收支均衡論と、長期又は究極的財政收支均衡論とがあることとなる。ワグナアが、總經費の中で無條件に經常收入（租税）によつて充足すべき固定した最低限界は、本質的な經常費の部分であると云う場合に、それは短期又は繼續的財政收支均衡論である。將來に於ける財政收入の増加・經費の減少・生産力の増加と、公債利子その他の費用の負擔とが相殺され、從て財政の收支均衡を保持し得ると云う場合には、長期又は究極的な財政收支均衡論である。

通常、財政收支均衡論と謂われるものは、この短期又は繼續的財政均衡論である。

ワグナアは、國家活動の範圍及び行政機構が正しく決定されて居て、また經常費と經常收入が適度のものと看做され得る場合には、少くとも經常費の總額を經常收入を以て充足すると云う原則を遵守することによつて財政的國家計の見地及び國民經濟の見地に於て、次の二の天なる利益が得られると云う。

第一は、國家家計が漫性的な、また絶えず増大して行く歳入缺陷を生ずる危険を免れることである。

第二は、國民經濟に於ける消費と生産の均衡状態が保持されることである。即ち個別經濟の欲望充足と生産的給付の均衡状態が保持されることである。

ここに於て、ワグナアは經常費を經常收入によつて充足して、財政國家家計の收支を繼續的に均衡を保持することとは、國民經濟に於ける消費と生産の均衡國民經濟的均衡保持の條件であり、國家家計の收支均衡を失うことは國民經濟的均衡も攪亂する條件であることを意味して居る。之が財政の收支均衡を保持することの合目的性を證明する論據となつて居る。

ワグナアは、臨時費の財源選擇について、臨時收入である公債をその資金の供給源によつて、(一)國內の自由資金(遊休資本)によるもの、(二)外國資本によるもの(外國債)、(三)國內の生産的用途に使用さるべき管の資本を吸収するものと三に區別して、その各々の經濟的作用を検討する。ワグナアは、(一)國內の自由資金(遊休資本)を源泉とする公債は租税に優ることを是認する。しかし、自由資金を公債の源泉とすることは、實際上の重要性と利用の可能性が少いと云う。(二)外國資本を源泉とする公債は、國內の資本を増加させる作用を持つ限りに於て全體として有利である。この外國債によらなければ課税又は第三種の公債によつて國內資本が生産的用途から奪われるために、必要となる等の消費又は生産の制限縮小を防ぐことが出来る。この外國債の起債によつて國內から何物も奪われない。また國家がその資本を生産的に使用するならば(國家經濟的投資・私經濟的投資)、總生産の範圍を實質的に擴大することを可能にする。全體の國民經濟的發展がこの外國資本のない場合よりも一層大きくなる。國民所得及び國民財産の増加分は、外國債の利子及び後年の元本償還の對外的支拂を控除して尙ほ餘りがある。

ワグナアは、(三)國內の生産資本を源泉とする公債については、いかなる課税よりも國民經濟、殊に國民所得の分

配に不利なる作用を持つと云う。しかも、通常この第三種の公債が公債の主要なものになつて居る。財源の選擇に於て、第一種の源泉(國內遊休資本)及び第二種の源泉(外國資本)による公債が課税に優ることが認められるが、その他の場合には、臨時費を充たすためにも、出来る限り經常收入に租税を選ぶべきであると云う。

ワグナアは、臨時費の區別に従て、戦費その他の「固有の臨時費」については、公債を財源とすることを一層嚴重に制限すべきである。但し國家經濟的投資の資金は第三種の公債によつて充足しても、固有の政治費の場合よりもその弊害が少く、私經濟投資の資金は第三種公債によつて充足することも正しいと是認し得る場合があると云う。斯して經常費及び臨時費を充足するために經常收入(租税)に弾力性、膨脹力を持つべきことの要求が生ずることになる。また非常準備金を設置する必要も説かれて居る。

ワグナアの臨時費の財源選擇論に於ても、財政に國家家計の實質的秩序の保持に財政收支均衡論が國民經濟的均衡の保持を論據として居る。經常費は必ず經常收入を財源とすべきことによつて、繼續的な財政收支の均衡が保持される。ワグナアが私經濟的投資の財源は公債殊に第三種の公債に求めるとも正しいことがあると云ひ、また國家經濟的投資の財源を公債としても固有の臨時費の場合よりも國民經濟的弊害が少いと云う場合には、長期に亘る究極的な財政收支の均衡の保持が可能であり、また國民經濟的均衡を攪亂することがない又は少いことを云つて居るのである。反之、非常緊急の必要によつて生ずる「固有の臨時費」については、公債を財源とすることを一層嚴重に抑制して、經常收入(租税)を財源とすることに努力すべしと云うのは、長期・究極的な財政收支の均衡を保持することの困難を出来る限り少くするためである。それはまた國家家計の收支の繼續的な不均衡が長期に亘つて國民經濟的均衡の攪亂することを出来る限り少くしようとするからである。

斯くして、ワグナアに於ける財政(國家家計)收支均衡論に收支均衡保持の合目的性の論據は、短期・繼續的な均衡保持に於ても、長期・究極的な均衡保持に於ても、いずれも國民經濟的均衡を保持し又は國民經濟的均衡の攪亂を出来る限り少くしようとするにある。

従てワグナアの財政的均衡論は、社會經濟生活に於て財政の持つ機能に財政の社會經濟機能、財政に要求される社會經濟的機能が、資本主義經濟の自己法則的發展を妨げず之を促進することにあることを表現して居る。財政がこの社會經濟的機能(資本主義經濟促進的機能)を充たすものとして、財政收支均衡の保持が合目的性を有するのである。従て、財政に求められる經濟的機能が變化すれば、「均衡財政」の合目的性もまた變化せざるを得ない。

ワグナアの財政均衡論については、拙著、近世財政思想史三〇二—二一頁、三三七—四八頁参照。同じく拙著、現代財政學總論二九三—九六頁参照。ここで訂正して置きたいのは同書二九六頁七行目の二カ所に「第一種の公債」と記されて居るのは「第三種の公債」の誤植である。遊休資金でなくして生産的に使用さるべき資本の意味である。同書を参照される讀者の誤解を避けたい。

近代財政學はドイツ財政學を中心として發展したが、一九二〇年代に於てドイツ財政學の典型的形態を示すものは、エーベルヒの「財政學」である。

エーベルヒに於ても、財政は公共家計であり、財政學は公共家計の學問である。公共體がその任務を遂行するために、經濟的手段の獲得・管理・使用に關する經濟的秩序に秩序ある經濟遂行の必要が必ず生ずる。所要の經濟的手段の調達と使用に向けられる公共團體のこの計畫的な經濟を國家その他の財政或は公共家計と云う。

財政の秩序、その規則的な進行のためには、収入が所要の經費額に不足せず、また繼續的に超過しないことを必要と

する。財務行政の最も重大なる任務は收支の均衡を保持することである。一財政期間の經常費は經常收入によつて充足されることは、秩序ある公共家計の根本的要求である。また臨時費のための財源選擇(租税か公債か)は、必要經費の大小、その經費の所期の目的、既存の租税制度に依存すると云う、更に公債資金の供給源泉についても述べて居るが、その根本觀念に於て、ワグナーの所論と異なる所がない。

Eheberg, Finanzwissenschaft-(1929) S. 2. S. 530. S. 540—47. S. 570—73 参照

第一次大戦後、一九二〇年代に於ては既に財政に求められる經濟的機能が變化して居るにも拘わらず、ワグナーと根本的に異なる所のない財政的均衡論が一般に行われて居る所に、財政學が實踐的指導性を失う原因の一角既に現われて居る。

二 バステブル。ピグー。グルトン

第二世紀初期に於ける英國の代表的解釋として、バステブルの所説を示すことが出来やう。

經常費が經常收入によつて支辨さるべきことには疑問がない。生産的財産を購入し或は收利的事業を創設するための費用を公債によつて支辨することは正しいが、非收利的事業の經費は専ら租税收入によつて支辨することが出来なければ、その事業を行うべきでない。バステブルに於ては、收利的事業投資(ワグナーの私經濟的投資)を除いては公債を財源とすることを避くべきであると云う。

ピグーは、このバステブルの嚴重なる原則を、すべて平常状態に於ては正しい途を示すものとして是認する。但し、大戦争地震の災害等による大規模の非收利的經費のために所要の資金を調達するためには、無條件にこの原則に従うことは出来ないと云う。しかし、公債が戦争財政の財源とされる場合には、同時に少くとも新規公債の利子を支

拂うに足る新税を課すべきである。若しそれが行われなければ、國家の財政的安定が脅かされると云う。

この解釋に於て、バステブルもまたピグーも財政收支均衡論を根據として居ることを示す。

Pastable, Public Finance(1903) 3rd Edition P. 670—71. Pigou A Study in Public Finance P. 247—8—(1947) 3rd Edition P. 73—4 Political Economy of War(1940) P. 73—4 拙著、現代財政學總論、二九八—三〇一頁参照。

一九三〇年代後期に於ける英國の財政學者の財政均衡論の一例として、グルトンの解釋を示すことが出来る。

一定期間について収入が經費を超過し又は少くとも支出に不足しないことを一般に「均衡した」(balanced) 豫算と云ひ、若し經費が収入を超える場合に不均衡 Unbalanced 豫算と云われて居るが、グルトンは經費が収入と全く等しい場合にのみ豫算が均衡して居ると云うべきであらうと云う。經費と収入とのいずれかが他を超えて居る場合には、豫算が不均衡であると云うべきである。収入が經費よりも多いか少いかによつて Overbalanced Budget 又は Underbalanced Budget と云うのである。豫算は均衡せねばならないと云うことが、屢々、財政の疑問の餘地なき戒律と看做されて居るばかりでなく、道德的戒律とも考えられて居ることがある。若し、或る一定期間について、經費が収入を超過しない場合に、豫算が均衡して居るものと解するとすれば、その經費及び収入に含まるべきもの及びその期間について若干の考察を必要とする。

グルトンは均衡豫算と云う場合に、經費の中からすべての債務の償還を控除する。公共事業の公債支出の如き、「再生産的」目的のすべての起債を控除する。従て、豫算を經常豫算と資本的豫算とに區別する。

収入については、公共財産の賣却収入額、過去の餘剰の蓄積資金から引き出された収入額の如き資本の性質を持つすべての収入を控除する。公共資本財産の減少は死重的公債の増加に等しいからである。従て一會計年度に純死重的

公債の増加がない場合に、豫算が均衡して居ると定義することが出来ようと云う。

いかなる年度について豫算が均衡すべきであるか。明かに長きに亘つて豫算が不均衡であつてはならないが、一年又は二年の如き短期間について豫算が均衡せねばならないと云うことはない。實際上の問題は、豫算が不均衡である期間と量額の問題である。不均衡豫算は必ずインフレに導くと云うのは誤りである。ダルトンは若し政府が（紙幣の発行は銀行信用によらずに）通常の形態の公債により又は公有財産の賣却れによつて収入の不足を補填するならば、インフレーションとはならないと云う。

豫算の収入不足を抑止し或は合理的の範囲内に抑へるには、二の可能な政策がある。デフレ政策とインフレ政策であるが、過去のデフレーションの事實を強調するためにリフレイン政策を云つてもよい。デフレ政策は経費を削減し収入を増加せしめようとするのであつて、直接の手段によつて豫算の均衡を圖る。インフレ政策（或はリフレ政策）は節約を圖ることよりも、景氣を刺戟して収入を増加せしめようとするのであつて、間接の方法によつて豫算の均衡を圖るのである。デフレを一層促進する危険を冒さずに、或る期間、意識的に豫算を不均衡の状態に置こうとする。論理的にはこの二の政策は全く別個のものであるが、實際には若干の國々ではこの兩者の間の調和を圖ろうとし、或はこの兩者の間を動搖した。

第一のデフレ政策は多くの國々に於て正統的財政政策の下に行われたが、一般にデフレ的旋回運動によつて一層の物價下落に導いた。公債の強制借換、官公吏の俸給賃銀・或は恩給年金・社會事業手當の削減等を行い、また價格の強制引下げも時には行つたが、いずれの場合にもその目的に成功したかは疑わしい。私人の豫算を不均衡ならしめることによつて國家の豫算を均衡せしめようとしたのであつて、デフレ政策は直接に大なる窮乏を惹起し、人心の深い憤激を招いた。

第二の政策は「膨脹政策」であり、第一の政策は「制限政策」である。不均衡豫算から脱出しようとするこの二つの政策は、大不況から脱却しようとするための一層廣汎な政策に對應する。第一の政策はコストを引下げようとし、第二の政策は物價を引上げようとする。一見すれば、いずれも等しく合理的のように見えるが、各々それ自體の困難を持つて居る。しかし現在の諸事情に於ては第二の方法の困難の方が少いようであるが、新しい思想、新しい經驗が急速に増加して居るから、その成果が得られるであろうと云う。従て、ダルトンはこの二の財政政策の合目的性によつて明確な結論を示して居ないのである。

Dalton, Principles of Public Finance (17th Impression 1948) P. 301-10. ダルトンの豫算均衡論は同書第九版（一九三六年）に於て新に加へられたものであつて、その後改訂されて居なす。

三 一九三〇年以後に於ける「均衡財政」の合目的性

一九二〇年代に於ける財政が現實に持つた社會經濟的機能は、國民經濟過程に参加する部分が量的に擴大し、その結果として財政の經濟拘束性の増大は、また財政が經濟變動の影響を受ける感受性（景氣感受性）の増大となり、財政の經濟拘束性と景氣感受性とは互に相互關連を持つて増大して行つた。第一次大戰後の財政に求められた經濟的機能は（一）戰時財政インフレを收束して經濟安定を保持して、（二）國民經濟の自働的回復を可能ならしめ、（三）戰時財政整理を行うことであつた。しかるに現實の結果は、この戰時財政の殘務整理（戦債元利金の支拂その他）を主因とする財政の量的・質的な經濟拘束性の増大によつて、（一）國民經濟の自働的回復を不可能にし、その結果の累積は

(一) 經濟安定の保持を困難ならしめるに到つた。

一九二〇年代末→一九三〇年代の始期に於ける未曾有の大規模であり深刻であつた經濟恐慌期に於て、國家公共經費が過大であることが經濟不況の原因であるから、經濟不況を救うためには國家公共經費を削減せねばならないと一般に信ぜられて居た。

英國の藏相スノーデン (Snowden)、米國の財務長官メロン (Melon) は、當時いずれも、不況を反映する租税収入の減退に對應して、極力經費を削減し財政收支の均衡を保持して、産業の回復を圖らねばならないことを力説して居る。財政收支均衡の保持が、不景氣を救い産業回復を圖るための不可缺の條件であると考えたのである。

拙著、現代財政學總論、七二―七三頁、八八―八九頁參照。

世界經濟恐慌に於て、當時の主要諸國の中で、財政收支均衡の保持を抛棄して、財政政策の轉換を行つた最初の事例は一九三二年(昭和七年)に於ける日本財政であつた。しかし、その財政政策轉換は何等かの實踐的指導理論に基づいて行われたものではない。

昭和六年度豫算について、井上(準之助)藏相は「昭和六年度の歳入豫算は昭和五年度實行豫算に較べて一億四千九百萬圓の減少である。……従前の如く前年度剩餘金を以て、昭和六年度の歳出の財源に充當することが出来ないから、豫算の編成に多大の困難がある。この歳入の減少に對しては歳出を節減し、新規事項についても極力その計上を見合わせて、歳入歳出の均衡を保たせることが、財政計畫の堅實を圖る上に於て唯一の途であると考えて、この方針に據つたのである。……歳入減少の際であるから、財政の縮少は眞に己むを得ない所である。……極めて急激に國費が減少したのであるから、國務の執行についても、常に國費の減少と調和を圖ることに努め、更に行政組織の改革・行政

の刷新を圖り、國民經濟の現状に適應せしめることが刻下の急務であると信ずる」と云う主旨を述べて居る(昭和六年一月)。

しかるに昭和六年→七年に於ける經濟恐慌の深刻化に基因する内外の社會・政治狀勢の變化によつて、己むを得ず財政收支均衡論を捨てて「赤字財政」に當時の所謂「非常時財政」に轉換せざるを得なくなつた。昭和七年度豫算は軍事費と經濟救済費(滿州事件費・兵備改善費・時局匡救施設費)によつて國家經費の急激な膨脹となつた。昭和八年八月下旬の財政演説で高橋(是清)藏相は「惟うに現下世界各國に瀰漫する經濟的不況に善處し、更生の活路を發見することについては、各國いずれも苦心を重ねて居るが、一舉にして効果を收める妙案は未だ會て見出されないであつて、結局、各方面に各種の手段を講じて、以て不況打開を策するのである。政府がこの度提案する各種施設も前議會に於ける帝國議會の院議並に世論の情勢に鑑み、時局對策として最も適當と信じたるを採擇した次第である。……と述べて居る。また昭和八年一月には「歳出増加の主因たる諸經費(滿洲事件費兵備改善費・時局匡救費・爲替相場の変動に基づく經費)は、その性質上大部分が臨時的のものである。……従て歳入の不足額はすべて公債財源に依ることとした」と述べて居る。昭和九年四月に高橋藏相は「昭和八年の豫算編成の時には……すべての軍事費は先をいくらかづ、減るであらうと思つて居た。……そこで昨年は財政の收支均衡を早く得ることを第一に重點を重いたが、今年になつて其後の情勢の變化は、財政收支の均衡を維持することを第二に廻わし、緊急の支出を要するようになった。今日でも早く財政の收支を維持する方へ行きたいが、内外の情勢がどう變化して行くか、前途暗黒である」と述べて居る。

これによつて觀ても、日本財政の轉換が内外の情勢に迫られて己むを得ず行われたもので、財政收支の均衡の保持に常に強い執着を持つて居たことを示して居る。しかし日本財政の轉換はその出發點から、(一)大規模には軍事費、

(二)小規模には經濟救済費、(三)公債政策(主として日銀引受による公債發行)の三者が同時に結合して居た。この三者の同時結合が、一九三三年に於けるドイツ及び米國の財政政策轉換の場合と異なる根本的特徴である。(更にドイツ及び米國の場合と異つて膨脹政策の典型的形態でもあつた)その三者の結合の經濟的↓社會的↓政治的結果、更にその財政的↓經濟的結果の進行が國民の當初豫期しなかつた事態にまで驅り立ててしまつたのである。

拙著、現代財政學總論、七六一―八二頁参照。

一九三〇年代↓四〇年代に於て、財政に求められる社會經濟的機能は、資本主義經濟の救済から、資本主義經濟指導的機能又は補整的機能に進展して居る。この進行過程に於て財政政策の合目的性は、「嘗て資本主義經濟促進的機能が要求されて居た段階に於ける財政の指導原則であつた「財政(國家家計)收支均衡の繼續的保持」から離れて居る。補整的財政政策に於ては、公共經費・租税・公債等の財政手段を、その國民の利用し得る經濟的資源の最大限度の雇用と、經濟的安定の保持とに役立たしめることを目的として居る。財政に國家指導經濟的機能が求められる場合にも、財政と經濟統制の作用の結合によつて、資本主義經濟を國防經濟的に再編成して國防經濟的完全雇用の状態に導こうとするものであつた。いずれの場合にも、短期・繼續的な財政收支均衡論は捨てられて、國民經濟的完全雇用とその安定均衡の保持が財政政策の合目的性を決定する主導的條件となつた。

但し、その場合にも長期・究極的財政均衡論が全く捨てられたのではない。國民經濟的完全雇用に導き、その點に於て安定を圖することは、やがて財政收支の均衡保持を可能ならしめると云う長期究極的な均衡財政論の觀念は残つて居る。しかし、究極に於て財政收支が均衡することになる必然性は證明されて居ない。

四 ラアナーの機能的財政論

一九四〇年代の米國に於て、ハンソン(Hansen)の完全雇用の財政政策理論及びラアナー Lerner の「機能的財政論」Functional Finance に於て、「すなわち、財政收支均衡の繼續的保持を財政の指導原則とする觀念から脱却して居る。」

ハンセンは公共政策の成功又は失敗は、公共家計の收支均衡状態によつて見るべきではなく、經費・租税・公債の効果——總國民所得とその分配に對する効果を知つて初めて決定され得ることであると云う。

ハンセンの財政政策理論の要點は、拙著、現代財政學總論三六四―三五頁、一六一―二頁に述べたから、ここでは省略する。

ラアナーの機能的財政論の根本觀念は、政府の財政活動は傳統的な Sound Finance の原則によつて判斷すべきでなく、各財政活動の効果を考へて、之等の効果が望ましいか否かを考へて判斷されるべきであることである。政府の考慮すべき効果は第一に一般人民に對する効果であつて、政府に對する効果は常に相對的に重要でないと云うのが根本的觀念になつて居る。經濟活動の水準は政府の支出・課税・起債によつて影響される。不況の最低期に於ては政府は殆ど常にその租税収入よりも多く支出して、經濟活動の水準を高めざるを得なくなる。「健全財政」の原則を嚴重に固執すればその人民をすべて破滅に導くこともあり得る。完全雇用に保持することが政府の義務——恐らく政府の第一次的義務——であることが認められるならば、この任務を妨げる所謂「健全財政」の原則は何等の根據も持ち得ないと言ふ。完全雇用に維持し、インフレを防止する有效なる諸手段が政府の手に在る。ラアナーは政府の財政手段は、課税と支出、起債と貸付、購入と賣却の六であると言ふ。その諸手段を有効に利用するには舊い觀念の妄

を除かねばならないとして、ラアナアは、内國債の現在高の問題は比較的重要でない、公債利子は國民の負擔とはならない、國民を貧窮ならめるのは外國債のみであり、課税及び起債の目的は収入の調達よりも、納税者の手に在る資金を少くし、起債は人民に公債を多く持たせて資金を少くすることであること等々を論ずる。

殊に注目すべきことは、豫算均衡の原則 (Principle) を認める餘地はないが、豫算はそれ自體均衡する長期究極的な傾向 a long run tendency があると言つて居ることである。また豫算均衡の原則は完全雇傭を維持しまたインフレを防止することに比すれば重要でない。しかし若し完全雇傭・諸資源の最適度の使用を捨てることなく、またインフレを發生せしめることなくして、豫算を均衡させ得る方法があるならば、それに最大の考慮は拂わねばならない。しかもその方法がある。若し所得を再分配することによつて需要を維持されるならば、豫算を均衡せしめながら完全雇傭を維持することが可能であると言ふ。

Lerner, Economics of Control (1946) P299—320. Lerner and Graham, Planning and Paying for full Employment (1946) P 163—The Integrated Full Employment Policy

五 短期「均衡財政」→超均衡財政のマイナス乗数効果

現代財政に求められる經濟的機能に從て「國民經濟」を不完全雇傭状態から完全雇傭に導くためには、有效需要を増加させる最も有效な方法として公債支出を合目的なる手段とし、從て不均衡豫算の形態をとることが合目的な財政措置である。しかし財政需要の増加に原因するインフレ (財政インフレ) を抑制して經濟的安定を保持するためには均衡豫算→更に超均衡豫算をも合目的な財政措置とする場合がある。補整的財政手段としてインフレ政策をも、また

デフレ政策をも要求する。

日本が昭和七年に均衡財政から離れて、膨脹政策に轉換したが、それは内外の情勢の急迫に驅られて已むを得ず行つたのである。その政策轉換は理論的にも經驗上からも全く確證されない試行であつて何等の指導理論を持たなかつた。

再び昭和二十四年に日本財政は均衡財政 (或はむしろ超均衡財政) に復歸したが、いまは若干の實踐的指導理論を持つて居る。ケインズの理論を始動力として、その後の諸研究によつて財政學は新しい内容を加へて居る。

昭和七年の財政政策の轉換に始まつた不均衡豫算は、その後の公債支出の増大につれて當時豫知されなかつたプラス乗数効果が現はれた。財政の經濟的機能は經濟救済から、經濟統制の作用と結合して國家指導經濟的機能に進み、戰爭財政の過程に於てインフレ・ギャップは擴大し、終戦後に續いて財政インフレが進行した。この財政インフレを收束せしめようとすれば、均衡財政政策を強行することも、強力な財政インフレの進行を抑止するためにはまた強力なるデフレ政策の効果によつて中和しようとすることも、理由のある措置である。

財政インフレを收束せしめて經濟安定を圖ることは、日本經濟の再建→自立を可能ならしめるための不可缺の條件である。從て經濟安定の内には經濟再建の可能性が含まれて居る。しかし現在の段階は尙ほ經濟安定の段階を未だ完了しては居ない。從て經濟再建の可能性も未だ完全には保證されて居ない。

ここで問題となるのは、嘗て昭和七年に均衡財政から轉換した時に、公債支出のプラス乗数効果 (また加速度効果) が豫知されて居なかつたが、昭和二十四年以後に續く均衡財政→更に若干の超均衡財政→への轉換の結果として誘發されるマイナス乗数効果 (またマイナス加速度効果) の強度が十分に豫知されて居るであろうかと言ふことであ

カルドア Kaldor は租税を財源とする均衡財政に於ても、大所得から小所得への所得の再分配が行われることによつて社会の總支出↓總所得が増加する乗数効果があることを證明する。

更にハーヴェルモ Harvelmo は、この所得の再分配がなくとも、乗数効果のあり得ることを證明しようとする。インフレを急速に収束しようとするのであるから、當然に短期的均衡財政の効果が問題であつて、現在の日本では長期均衡財政論は実践的問題とならない。若し均衡財政にも、短期間に於けるプラス乗数効果が現實にあると豫知されるならば、インフレ収束のための均衡財政政策はその効果の一部を失うことになり、従つてそのプラス乗数効果を中和するために超均衡財政の程度を多くせねばならなくなる。逆に、若し均衡財政は短期間にはプラス乗数効果を持たずまたマイナス乗数効果を持つならば、財政インフレの進行を抑止して經濟的安定を保持し且つ經濟再建の可能性を失わしめないためには、超均衡財政の程度を少くすることが合目的な財政政策となる。

租税↓支出を通じて、大所得から小所得へ所得の再分配が行われて、國內市場に現われる有効需要總量を増加する結果を持ち得るのは、その財政資金が大所得者に於て退藏されて有効需要を現わさない資金から吸収された場合がある。小所得者の所得の全部又は殆ど全部は消費に充當されるが、所得の増加につれて消費されずに残される貯蓄の部分が增加する。貯蓄の部分が大きくなるにつれて投資されずに退藏される部分も多くなる。有効需要は消費と投資によつて形成されるから、退藏資金が租税に吸収されて小所得者に移り、消費支出の増加となれば、その限りに於てのみ有効需要は増加し、その需要量↓雇傭量の第一次増加は數次の需要量↓雇傭量の増加も誘發して、プラス乗数効果を持つ。但し、その租税に吸収される退藏資金と言うのは銀行その他金融機關に預金されて居らず、従て流通過程に入

つて居ない資金であつて、過去の所得又はその年の所得の中から所得者の手元に退藏して居る資金である。(我國の例で云へば所謂タンス預金の場合である)

若し、租税支出の全部がこの退藏資金であつたならば、假令、大所得から小所得への所得の再分配がなくとも有効需要量は増加し得る。しかし、我國の租税収入の全部が退藏資金だと言うことは現實にはあり得ない。但し逆に租税収入が少しも退藏資金を含まないとは言はない。

昭和二十四年度豫算、國税及び之に準ずる収入約六三三七億圓、地方税約一五〇〇億圓、合計七八五七億圓。昭和二十五年度豫算、國税及び之に準ずる収入約五六六億圓、地方税一九〇〇億圓、合計七五五六億圓である。

若し、租税収入に少しもこの退藏資金を含み、その租藏収入の金額が、収納と同時に國內に支出されると假定するならば、有効需要量は増加し得ると言えるであらうか。この假定は非現實的である。納税額が多いほど既に納税期に先立つて納税資金を用意する期間があり、納税期には預金の引出しが多くなり、金融機關は豫め支拂準備金を多くし貸付を引締める。また租税収納後に於ても財政資金が支出されるまでは現實に必ず或る時間的間隔がある。その期間に租税として吸ひ上げられた資金が政府に留保されて居る。また財政資金の全額が國內に支拂われて、對外的支拂が少しもないと言うことも現實にあり得ない。租税収入が全額即時に支出されるならばと言う假説は非現實的であるし、更に納税前の準備期間に於ける資金の引締りをも之に加へねばならない。外國に支拂われて國內に支出されない財政資金があれば、租税収入に含まれる退藏資金といずれが多いかも考慮せねばならない。

租税支出による均衡財政に於て、納税準備↓納税↓支出までの期間は私的消費・私的投資と公共消費・公共投資とによつて形成される國內市場の有効需要總量は必ず減少する。その減少額は租税収入に含まれる退藏資金の額だけ中和

されるが、その退蔵退資金の額がその有效需要量の減少額のすべてを補填するが如きことは到底現實にあり得ない。納税準備期から租税収入の金額の支出が終るまでの期間に國內市場に現われる資金が減少すれば、その資金の現わす有效需要量減少の結果は波及して、その期間が長ければ長いほどそのマイナス乗数効果は大となる。財政支出が國內市場に現われるにつれて、このマイナス乗数効果が中和されるのである。

既に、均衡財政に於てマイナス乗数効果があるとすれば、超均衡財政に於ては尙一層大なるマイナス乗数効果がある。

日本の財政は昭和二十四年に於て、不均衡財政 Underbalanced Budget から、他の不均衡財政 Overbalanced Budget に移行したのである。この後者の不均衡豫算→超均衡財政の移行の結果として、政府資金對民間收入受拂は二十四年四月→二十五年一月の累計に於て、引揚約一兆二八九七億餘圓、撒布約一兆一四六七億餘圓、差引約一四五〇億圓の引揚超となつた。

大蔵省編集、財政金融統計月報、第6號五五頁。

昭和二十五年に於ても超均衡財政の結果としてを超える一千億圓の財政資金引揚超とならう。超均衡財政の結果は決してこの引揚過額の程度に止まるものでなく、マイナス乗数効果が加わることを再言する。そして日本經濟に對する全體的な効果とともに、日本經濟を構成する各部門、各層への個別的なマイナス乗数効果の強度とその相異を出来る限り正確に豫知しなければ、經濟再建の可能性を含む經濟安定を齎らすことは出来ないのである。インフレを収束する主導手段が超均衡財政のデフレ的效果に依存して居り乍ら、日銀の國債買上オペレーション等その他の金融操作によつて超均衡財政から生ずる結果を緩和しようと努めて居る。結果のみを捉へて彌縫の措置を講ずることに追われ居るが、超均衡財政の基本的條件の枠内に於ける彌縫手段の限界に達することは近い。既に民間金融機關の提供し得る國債は減少して國債買上オペレーションの限界も近くなつて居る。

均衡財政→超均衡財政にあつても、そのマイナス乗数効果を出来る限り少くする財務行政的措置が絶無ではない。例えば租税收納期と支出期との間隔を現在よりも接近せしめることは出来ないか。更に支出承認額と現實の支拂額との差額を現在よりも少くすることが出来ないであらうか。見返資金の放出を促進し、市中金融機關の手持國債の償還を多くする。その他、財務行政上の措置の改善の餘地が尙ほ残されて居るであらう。

六 國債償還と見返資金の關係

國家債務約一三〇〇億圓(昭和二十四年度一三二五億圓、昭和二十五年一三二八五億圓)の償還が行われて居るが、昭和二十五年度つ一般會計に於て國債及び借入金元本償還額は約七二三億圓である。一般會計に於て財政法第六條に基いて昭和二十三年度決算剩餘金から約二百六億五千餘萬圓、其他法律に基く國債償還額約九億九千餘萬圓、その他の國債償還五百億圓及び借入金返済約六億七千餘萬圓である。特別會計に於て六十二億圓(公債五五億圓、借入金七億圓)の償還がある。一般會計に於ける財政法その他の法律に基く國債償還等の所謂確定費を除けば、所謂、自由費としての債務償還は約五〇六億七千餘萬圓であつて、この債務償還は租税を財源とする。(特別會計の償還分は一應、租税収入によらないものとする)

その他に「見返資金」から五百億圓が國債償還に充てられる。

米國の對日援助が食糧、原料その他の物資の形態で供與され、その受領した物資は米國對日援助物資等處理特別會

計に於て國內に拂下げられて援助物資賣却収入となり、別に輸入補給金のある物資については一般會計から補給金相当額（價格調整補給金）が支出されて、この兩者を合計した金額は援助物資のドル價格を爲替レートによつて圓價に換算した金額に相当し、米國對日援助見返資金特別會計に繰入れられる。

昭和二十五年年度豫算に於ては、援助物資賣却収入は八〇八億五千一百萬圓、價格調整補給金四九五億九千八百萬圓、合計一三〇四億四千九百萬圓が見返資金特別會計に繰入れられる。見返資金特別會計にはその他に前年度剩餘金（約二三八億三千萬圓）と運用利殖金収入（約三八億五千四百萬圓）がある。本年度、見返資金運用計畫の大綱は國債償還五〇〇億圓、公企業投資四〇〇億圓、私企業への融資四〇〇億圓と發表されて居る。從て約二八一億圓餘が一應留保されることになる。

ドル價額を圓價に換算して約一三〇五億圓に相當する援助物資が、本年度に日本經濟に與へられる純プラスである。その見返資金の中で約四九六億圓（價格調整補給金）の部分（約三八％）は一般會計の租稅收入（租稅及び租稅に準ずる收入）から繰入れられて居る。

若し、見返資金から公企業投資及び私企業融資に充てられる部分は援助物資の賣却収入により、他は援助物資をドル價額の圓價換算額よりも安く拂下げることによる價格調整補給金に當ると區分すれば、國債償還額五百億圓は租稅收入によつて支拂われて居ることになる。少なくとも五百億圓の三八％即ち一九〇億圓は一般會計の租稅收入による。

從て、國債償還額一二八五億圓から法律に基くもの及び借入金、特別會計の分を除いて、一千億圓（一般會計五〇〇億圓、見返資金五〇〇億圓）は租稅收入によつて支拂われる。又は少くとも六九〇億圓は租稅收入によつて支拂われる。國稅收入の極めて多くの部分を占める。（國稅收入は五六五六億圓、一九頁參照）

〔若し前者の計算によらず後者の計算をとれば、公企業への資金は各々その三八％は租稅によつて支拂われることになる〕

シャップ報告書は次のように記して居る。國債の殆ど全部は金融機關が保有し、課稅による債務償還は、貨幣が一般大衆から取り上げられて、商業銀行又は目銀の手に入ることを意味する。日本の現状では債務償還の結果は、先ず貨幣が流通過程から取り上げられることである。金融機關が營業又は消費部門に貸出すこともあるが、このやうな結果を生ずることには、債務償還の機構に何等の保證もない。それ故に租稅による債務償還はデフレ的性質を持つて居るし、またその意圖を持つて居る。之はまた經濟安定計畫の主要な要素である。見返資金による債務償還についてもまた同様である。將來に残された問題は、いかなる速度で債務償還が行われるべきかと言ふことである。餘りに急速な債務償還はデフレ的な加重によつて經濟を阻害する虞れがあると言つて居る。

見返資金による國債償還に含まれて居る租稅收入約四九六億圓を加へて考へるならば、シャップ報告書の指摘する國債償還のデフレ的性質はそのマイナス乗數効果を以て一層に大なるものとなる。現在の規模の債務償還のデフレ的加重と更にそのマイナス乗數効果とは經濟的安定——經濟再建の可能性を含む經濟安定を不可能ならしめることがないであらうか。

昭和二十三年三月に於て國債（確定公債）の所有分布狀況は、目銀二八％、預金部その他政府機關二二％、普通銀行三三％、その他の民間金融機關一三％、その他五％であつたが、その後の目銀買オペレーションによつて、普通銀行その他民間金融機關の所有公債は減少した。この所有分布に從て、國債償還額の中で銀行その他民間金融機關を経て産業貸付又は消費貸付となり得るものは四〇％を超えない、しかも銀行その他の金融機關が有利確實なる貸出を行ふ健全經營方針を採らざるを得ないとすれば、シャップ報告も言ふ如くに、直ちに貸出されるとは保證されない。

假令貸出されるとしても、その方向は租税の負擔が加重されて經營困難に陥つて居る事業、殊に我國工業雇傭量の七〇%をも占めると言う中小企業の方ではない。(1)納税↓(2)國債償還↓(3)金融機關の貸出の過程に於ける時間的間隔によるデフレ作用とそのマイナス乗數効果は、その貸出を受け得る(或は見返資金の融資を受け得る)産業部門に於ては中和されるが、他の部門殊に中小企業に對しては中和されない。

この國家債務償還政策について不可解なる理論を聞く。一月下旬の國會に於て、この債務償還を行う理由の一として次の如き説明が述べられたと報道された。この債務償還に努力するのは、明年更に明後年には或は米國の對日援助が減少し又は打切られることを心配して居るからである。その時には見返資金が無くなり、從てデフレとなる危険がある。現在、國家債務を償還してその時まで金融機關に資金を蓄積させ、見返資金がなくなつてデフレの危険が現われた時に、その資金を放出させてデフレを緩和するための用意であると言うのである。若し、萬一にもこの解釋が現在の規模の債務償還政策の基礎理論の一をなすものならば、それは甚しい錯誤である。

若し、米國對日援助が打切られ、見返資金が無くなつた時に、危険があるとすれば、それはデフレの危険ではなくして、インフレの危険である。米國對日援助として供與される物資が日本經濟の純プラスである。その援助物資が、ドル價額の圓換算額よりも割安にもせよ國內に拂下げられて、その買取資金が吸収される。ドル價額の圓換算額の差額は一般會計から補給されるが、その補給金は租税を財源とする。從て、米國の對日援助によつて日本經濟内に物資の供給が増加し、その買取資金と租税(補給金の形態に變る)が國民から吸ひ上げられる。物資の増加と資金の吸収との二重の作用によつて、米國の援助がインフレ收束↓經濟安定に役立つた。見返資金の放出は、このデフレ作用を中和して居るのである。若し、この對日援助として物資供給がなくなれば、日本經濟内に物資の供給がそれだけ減

少し國民からその物資買取資金及び租税として補給金の形態となる徴收され資金の吸収がなくなる。國民の手に吸収されずに残る資金が多くなつて、物資の供給が減る。故に若し危険ありとすれば、それはインフレの危険であつて、デフレの危険ではない。インフレの危険が現われる時に、金融機關に蓄積させて置いた資金を放出せしめるとすれば尙ほインフレを促進させてインフレ收束の努力を水泡に歸せしめる。然るに、米國對日援助が打切られるとデフレの危険があるから、現在の規模の債務償還に努力すると云うならば、それは重大なる錯誤である。遡つて云えば、米國對日援助の意味——インフレ收束↓經濟的安定に役立たしめようとして始められ續けられて居る意味を理解して居ないことにもある。

故に、米國對日援助が打切られ見返資金が無くなるとデフレの危険があると言う理由で、現在の規模の債務償還が遂行されて居ると言うならば、その財政政策は根據の一を失ふことになる。(五月十五日記)